

(別紙)

諮問番号：令和6年諮問第8号

答申番号：令和6年答申第8号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

- 1 本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当でない。
- 2 本件審査請求は、却下されるべきである。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた審査請求人に対してなした法第63条の規定による平成31年1月16日付け費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成24年3月22日、処分庁は、審査請求人世帯（審査請求人及び妻）の保護を開始した。
- 2 平成25年4月3日、処分庁は、審査請求人の妻から、収入申告書及び国税還付金振込通知書写しを受理した。
- 3 平成26年5月19日、処分庁は、審査請求人から、審査請求人及び妻が自書した「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」書面を受理した。
- 4 平成29年9月11日、処分庁は、審査請求人から、収入申告書、平成28年分の確定申告書写し及び預金通帳写しを受理した。（平成25年分から平成27年分までの確定申告書写しについても、同様に受理していた。）
- 5 平成30年8月24日、処分庁は、審査請求人及び妻の平成29年中の課税状況調査を実施した。その際に、平成25年から平成29年までの審査請求人及び妻の国税還付金について、収入として認定できていなかったことを確認した。
- 6 平成30年9月13日、処分庁は、審査請求人から、審査請求人及び妻の平成29年分確定申告書写し及び妻の○貯金通帳写しを受理した。
- 7 平成30年10月17日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、次の方針を確認した。
 - (1) 課税調査により課税資料を確認し、また、確定申告書写しの提出を受けていたにもかかわらず、処分庁は、国税還付金の収入認定を行っていなかった。このため、法第63条の規定に基づく返還請求（以下「返還請求」という。）を実施する。
 - (2) 返還請求を行うに当たっては、確定申告に係る交通費等の必要経費や、自立更生控除の適用可否について確認する。

- 8 平成30年11月29日、処分庁から、審査請求人に対し、未認定であった国税還付金相当額の保護費について返還請求を行うこと、返還に当たっては、交通費等を必要経費として認定する予定であること、自立更生控除の適用可否を検討することについて説明した。
- 9 平成31年1月7日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、次の方針を決定した。
- (1) 審査請求人の妻の月々の就労収入額が基礎控除額を下回る月もあったが、所得税に係る還付金は全額を収入として認定する。
 - (2) 返還請求に当たり、確定申告の際の交通費を必要経費として認定する。
 - (3) 自立更生控除について、生活用品に関するものについては控除を認めるが、就労に関するものについては、「技能を習得する経費」、「就労に資する資格を取得することが可能な各種学校の経費」、「就労・就学に伴って直ちに転居する場合の転居費用」、「国若しくは地方公共団体等への貸付資金の償還金」等の各規定に該当しないため、控除を認めない。
- 10 平成31年1月16日、処分庁は、ケース診断会議で決定した方針に基づき、審査請求人世帯の保護費に係る国税還付金収入の未認定により生じた過払い分について、返還請求を行う本件処分を行った。
- 11 平成31年1月25日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分に係る決定通知書を交付した。
- 12 平成31年3月18日、審査請求人は、審査庁に対し、本件審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおり、本件処分に不服があるというものである。

- (1) 毎年、還付金の記載がある所得税確定申告控えを提出していた。しかし、目を通したはずの職員から何の提言もなかった。
- (2) 自立更生控除について、領収書を提出したにもかかわらず、請求金額14万5,547円中3万7,099円しか控除を認められなかった。就労収入に関する支出についての控除は皆無だった。
- (3) 毎月最低でも1万円ずつ支払えとのことだが、家計からは捻出できない。
- (4) 福祉事務所からの返還申し出により、何度も福祉事務所職員の訪問、話し合いを余儀なくされ、病気療養中の妻が精神的苦痛を訴え、病状が悪化している。
- (5) 以上より、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

- (1) 法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」として、被保護者の費用返還義務を規定している。

この法第63条について、生活保護法の法案作成者が作成した「改訂増補生活保護法の解釈と運用」（小山進次郎著。以下「法の解釈と運用」という。）では、「保護の実施機関が保護の程度の決定を過って、不当に高額の決定をした場合等」に適用できるとの考え方を示している。

- (2) 自立更生控除が認められる「自立更生のための用途に供される額」の認定について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40で、「世帯において利用の必要性が高い生活用品」等の項目が示されているが、就労に関する間接的な経費は示されていない。その規定に照らし、生活用品については控除を認めるが、就労に関する間接的な控除を認めないこととしている。
- (3) 審査請求人の1の(3)の主張は、本件処分後に生じる審査請求人の債務履行の方法に関する事項であり、本件処分の適否とは直接の関係はない。
- (4) 審査請求人の1の(4)の主張は、本件処分に至る経過の前後に生じた事実であるかもしれないが、本件処分の適否とは直接の関係はない。
- (5) 以上のとおり、本件処分は、適法かつ適正に行われたものである。

第5 法令の規定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項は、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によつて消滅する。」と規定し、同条第2項は、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。」と規定している。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
- (2) 理由

ア 法第63条の規定に基づく費用返還処分について

本件において、審査請求人世帯の所得税還付金収入について、処分庁は、次の金額について収入認定せずに生活保護費を過払い支給していた。

審査請求人の、平成25年分の1,021円及び平成26年分の1万3,273円

審査請求人の妻の、平成25年分2万7,024円、平成26年分3万937円、平成27年分3万3,157円、平成28年分2万9,988円及び平成29年分1万147円

合計14万5,547円

しかし、この審査請求人世帯の所得税還付金収入については、審査請求人が主張しているように、還付金の記載のある確定申告書写しが提出されていた。

そこで、処分庁は、平成30年10月17日に開催したケース診断会議で、法第78条に基づく市長による費用徴収処分ではなく、法第63条に基づく処分庁による本件処分を行う方針を確認し、その方針に基づき本件処分を行っている。

このように、審査請求人が還付金の記載のある所得税確定申告書写しを提出していたにもかかわらず、処分庁が還付金の収入認定を行っていなかったことにより生じた、平成26年2月から平成29年2月までの還付金相当額の生活保護費過払い金合計14万5,547円について、法第63条に基づいて費用返還処分を行うとした処分庁の判断は、法第63条及び第78条の規定並びに平成30年10月1日以降に支弁された保護費に関する法第77条の2第1項及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第22条の3の規定等に照らして、不合理ではない。

イ 本件処分における控除額について

本件処分においては、還付金相当額の過払い保護費14万5,547円について、確定申告会場への交通費合計6,000円を必要経費と認定し、生活用品の購入費について合計3万7,099円を自立更生控除費として認定し、合計4万3,099円を控除している。

これに対して、審査請求人は就労収入に関する支出についても自立更生控除を認めるべきと主張している。

法第63条の規定に基づく費用返還処分における返還対象額については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）1の(1)で示されているように、全額を返還対象とするのが原則であり、全額返還とすることにより当該世帯の自立が著しく阻害される場合には控除して差し支えないとされている。本件において、処分庁は、審査請求人世帯の過去の就労収入に関する支出について費用返還処分における自立更生控除費として認めず、生活用品の購入費用について3万7,099円を自立更生控除費として認め、その結果、必要経費6,000円と併せて4万3,099円を控除し10万2,448円を返還額としている。処分庁は、自立更生費控除費を3万7,099円とし結果として10万2,488円を返還すべきとしても審査請求人の自立が著しく阻害されることはないと判断したものと評価できるところ、処分庁のこの判断は不合理ではない。

ウ 審査請求人の主張(3)について

審査請求人世帯自身の収入及び支給される生活保護費により、法で規定されている「最低生活」を維持している審査請求人世帯の家計から毎月一定額を支出することは、審査請求人として当然の懸念である。

しかし、毎月の支払額は、処分庁が主張しているように、本件処分後の債務履行の方法に関する事項であり、本件処分の適否とは関係ない。

ただし、本件処分後の毎月の支払額についても、福祉事務所による丁寧な説明及び事情聴取がなされることが望ましかったと思料される。

エ 審査請求人の主張(4)について

本件処分前後に、何度も福祉事務所職員が審査請求人宅を訪問したり話し合いがもたれたことは、処分庁が本件処分を適法かつ適正に行うためになされたものであり、このことにより、本件処分に至る手続に瑕疵があることにはならない。

オ 以上のとおり、本件処分は、法令等の定めるところに従い適法かつ適正になされたものといえ、審査請求人の主張は、いずれも、処分を取り消す理由とならな

い。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和6年10月24日 審査庁が審査会に諮問

令和6年11月1日 第1回調査審議（第1部会）

令和6年12月10日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和6年12月11日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分に係る債権の消滅時効及び本件審査請求に係る請求の利益について

本件処分は、平成31年1月16日に行われたものであるところ、処分庁は、本件処分に係る債権を同日から5年間行使しなかったため、同債権は、地方自治法第236条第1項の規定により令和6年1月16日をもって消滅している。

審査請求人は本件処分の取消しを求めているところ、既に返還債務が消滅しているのであるから、本件審査請求には、もはや法律上の利益がない。

2 結論

以上の理由から、他の主張については検討するまでもなく、本件審査請求は却下されるべきであるから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳